

小規模専用水道の水質基準及び水質検査の項目

区分	No.	検査事項	基準値	確認申請時に行う水質検査	給水開始時に行う水質検査	全項目検査		深井戸を水源とする場合の例						
						自己水源又は浄水混合	浄水受水	1年		2年		3年		
								1回	2回	1回	2回	1回	2回	
健康に関連する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	□	○	○	◎	○	○	○	○
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	○	○	◎	□	○	○	◎	○	○	○	○
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	15	1,4-ジオキシン	0.05mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	○	◎	△	○	○	◎	○	○	○	○
	21	塩素酸	0.6mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	23	クロロホルム	0.06mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	26	臭素酸	0.01mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○	○	○	○	○	○	○
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	○	●	□	○	○	○	○	○	○	○
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	○	●	□	○	○	○	○	○	○	○
	35	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	○	●	□	○	○	○	○	○	○	○
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	40	蒸発残留物	500mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	45	フェノール類	0.005mg/l以下	○	○	●	△	○	○	○	○	○	○	○
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	47	pH値	5.8以上~8.6以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数				39	51	51	51							

- は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により3年に1回まで検査回数省略可能項目
- ◎は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4により3年に1回まで検査回数省略可能項目
- △は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の①による省略可能項目
- は「VI 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の②による省略可能項目